令和2年度事業計画

I 法人事業

1、運営方針について

我が国の総人口は 2008 年 12 月をピークに総人口が減少に転じており、特に 15 歳から 65 歳までの 生産年齢減少は著しく、2017 年の 7,596 万人(総人口に占める割合 60.0%)が 2040 年には 5,978 万人 (53.9%)に減少することが推計されています。

そのような状況のなか、高齢者雇用や女性活用等が推進されていますが、特定の産業に於いては深刻な人材不足の状況が見込まれています。特に、介護業界に於いては、特定処遇改善加算等の処遇改善施策が実施されているものの、介護関連施設数の増勢や介護職員希望者の減少を勘案した場合、介護職員の確保は一層困難となることが見込まれています。

政府は深刻な人手不足に対応するため、2019年4月に「改正出入国管理・難民認定法」を施行し、新たな在留資格「特定技能1級」「特定技能2級」を新設し、人手不足が深刻な業種に対し5年間で約34万人程度の外国人労働者の受け入れ方針を示しました。

当施設に於いては、現状、介護職員の不足はないものの、介護職員等の確保は施設運営の最大テーマの1つであり、本年度より外国人労働者の受け入れを本格的に検討、対応を図っていく予定でいます。

なお、介護人材の確保とは別に、施設運営の収入面におけるの最大テーマは「実質稼働率の引上げ」 及び「加算の取得」に尽きると言えますが、そのためには介護職員のスキルアップによる「利用者ニーズ への対応」や「医療的ケアの体制構築」、及び予想介護手法の向上による「入院者数の縮減」が重要となってきています。当施設に於いては、諸設備の老朽化対策或いは人件費等の負担増等により経営が一段と厳しさを増幅しつつあるなか、職員たちの業務に対する前向きな姿勢維持が支えとなっており、当年 度も役職員が改善意識を持ち、個々人のスキルアップを図り、特養に期待されている役割を積極的に果たすことにより、地域の利用者から選ばれる施設を目指し取組んでまいります。

2、事業計画について

(1)評議員会及び理事会の開催

定款の定めに則り定例評議員会及び定例理事会の開催、必要に応じた臨時の理事会を開催し、法人 運営の健全性維持と節度保持に対処してまいります。

① 定例評議員会の開催 = 6月… 前年度事業実績及び決算終結

11 月… 補正予算関係

3月… 次年度事業計画及び資金収支予算

② 定例理事会の開催 = 5月… 前年度事業実績及び決算関係

11月… 補正予算関係

3月… 次年度事業計画及び資金収支予算

③ 臨時評議員会・臨時理事会の開催=必要に応じ随時開催

(2)経営会議の定例開催

空床率の上昇や人件費率の増加及び設備の更新費用の増加等、経営環境は厳しさを増しており、 各職務のリーダー達に経営の実態を伝え、稼働率の向上及び加算の取得等の課題認識の共有化と対 応策の組織的検討が重要であり、今年度も経営会議を毎月実施することにします。

具体的には、理事長、施設長はもとより、副施設長、事務長、介護長、居宅介護支援事業所管理者、デイサービス生活相談員、ケアマネージャー全員、機能訓練指導員等各部門の中枢にある者を参加させ、月々の施設の稼働状況や収支状況及び予算対実績或いは年度計画の取組み状況等を話し合い、P・D・C・A サイクルを意識した経営改善に取組んでまいります。

(3) 東野の家家族会の開催

入居者ご家族との話し合いの場として、事前に無記名式アンケートを実施したうえで「東野の家 家族会」を開催しております。家族会に於いて、ご入居者・ご家族とユニットスタッフとの懇談会を開催し、フランクに話し合うことによって互いの意思疎通を図り、施設運営の改善、サービスの向上に向け対処してまいります。

特に、事前の無記名アンケートにはご家族から忌憚のないご意見・ご要望事項を頂戴し、施設運営の 改善に役立てております。また、入居者ご家族様との意思疎通の機会としても有効であり、今後も家族 会と無記名アンケートをセットで取組んでまいります。

(4)地域貢献活動への取組み

① おとしより相談窓口の取組み推進

社会福祉法人に求められる地域への貢献活動の一環として、地域のお年寄り等への何でも相談 窓口を継続開設し対処してまいります。

なお、相談いただく機会を増やすべく施設案内パンフレット類への併記による各方面への呼び掛け、相談窓口の存在をPRし、一人でも多くご活用願えるよう工夫に努めながら地域貢献活動の一環として取組んでまいります。

② 開放防災関連講習会等の実施

毎年複数回実施している消防訓練に際し、地域の方々に声掛けして参加願い、施設の運営の一端に触れていただくほか、実際の消火器操作を試して頂くことで、地域の方々にいざという時の備えとして役立てていただけるよう取組んでまいります。

また、救急救命普及協会のご助力を得て毎年実施してきた救急救命講習会への参加呼掛けを今年も行い、これもいざという時に役立てて頂けるように対処するほか、施設に設置の AED の存在を知っていただき、必要に応じ活用頂けるよう、強いてはこれが地域貢献の一助となるよう対処してまいります。

③ 圏域ねっとわーく会議への参加・活動

水戸市南部第一高齢者支援センターがまとめる「地域住民の安心・安全と QOL 向上」活動に参加継続し、行方不明者の発見協力等地域への貢献活動の一端を担うよう対処します。

④ 社会貢献事業「いばらき生活支援事業」への参加・活動

茨城県社会福祉施設経営者協議会の取組む「福祉事務所などの自立支援機関に於いて支援を受けている相談者に対する支援事業」に参加し、就労支援のための職場体験機会の提供及び就職活動応援金などの経済的支援を助成します。

⑤ 災害発生時における福祉避難所の設置・運営

「災害時相互応援協定」に基づき、介護老人福祉施設が被災した場合に相互に協力できる体制をとり、万一の災害発生に備え対応します。

また、市内介護老人福祉施設の共同事業として平成25年1月に水戸市と個別に締結した「災害発生時における福祉避難所の設置及び運営に関する覚書」による災害発生時の地域への協力体制の維持に対処します。

⑥ 茨城県義務教育教員免許志願者介護等体験実施の継続

茨城県内の義務教育教員普通試験を取得しようとする学生対する受入施設として、生活介助体験やレクレーション活動等の入居高齢者の介護等体験を支援してまいります。

(5)生活相談・苦情受付窓口の活用

生活相談業務に携わる職員は、施設利用者ご本人の心身の状態把握に加え、求めに応じた対策やご家族の要望に耳を傾け、提供する介護サービスに満足頂けるよう配慮することが大事であり、また、担当ケアマネージャーとの打合せ、或いは担当者会議やユニット会議に於いて、ご利用者の要望事項等についてしつかり伝達し、協働的な取組みを推進する必要があります。これが不十分だと苦情に直結することを踏まえ、次の改善に向け指導の徹底に対処し、また、万一苦情発生となった場合、任命した苦情受付窓口担当者、あるいは第三者委員の方々を以て対処し、ご理解を頂けるよう誠意を尽くし取組んでまいります。

(6)各種委員会の活動

施設運営にあたっては、職員各自が通常の業務に問題意識を持ち、利用者様の立場で改善を図っていくことが重要です。課題解決にあたっては、課題の共有化及び組織的な対応策の検討が施設運営にあたっては重要であり、当施設に於いては以下の13の委員会及びユニットリーダー会議を定期的に開催しております。今年度も各委員会等を計画的に開催し、介護保険制度におけるルールの遵守対策或いは施設内の問題解決等に役立てると共に、より建設的な意見等の吸い上げを図り法人運営に反映できるよう取組んでまいります。

入居判定委員会

要介護者増勢予測のある中、特別養護老人ホーム入居希望者に対する入居順位の判定は公平・公正でなければならず、理事長をはじめ施設長、副施設長、事務長、介護長、医務リーダー、生活相談員・ケアマネージャーをメンバーとして、計画的に取組んでまいります。

なお、入居希望者の確保には相変わらず苦慮しておりますが、空床情報をはじめとした対外アピールや対外営業活動を継続的に実施しながら、入居順位決定者を一定数確保しておくことにより、空床発生時タイムリーに次順位者が入居可能な状況にしておくことにより、入居稼働率を低下させないよう対処してまいります。

② 感染対策管理委員会

委員会は、入居者の健康管理と感染症対策がとれるよう、看護師を委員長とし、各ユニットリーダー及び施設長、担当ケアマネージャーにより、 $5\sim6$ 月、 $9\sim10$ 月、 $11\sim12$ 月、 $2\sim3$ 月、年 4 回の定期開催を基本にするほか、必要に応じ随時開催することにします。

具体的には、年間を通して施設内の環境整備(換気、浴室・床等の清潔保持点検、流行期の面会制限、来客へのうがい・手洗い・マスク着用等の声掛け等)に取組むほか以下の対応を図ります。

ア. 5~6月: 日頃の標準的予防策の確認(排泄物や分泌物、血液、体液等の取扱に関す

る指導・教育等の日常の感染対策)及び新館ご入居者の定期健康診断実施

イ. 9~10月: 研修会の実施(日常の感染対策)及び本館ご入居者の定期健康診断の実施

ウ. 11~12月: ノロウイルス及びインフルエンザ対策及びインフルエンザ予防接種の実施

エ. 2~3月: インフルエンザ流行状況の確認と対策等

なお、施設内の換気や床・浴室・洗濯物等の清潔維持には、前年同様環境整備委員会と協力し 合い、効果を高められるよう対処します。

また、現在新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大しており先行きが不透明で予断ができない 状況のため、面会自粛対策を継続しておりますが、感染対策マニュアル等に基づき、感染症の病 原体を持ち込まない、持ち出さない等の基本を徹底し対応してまいります。

③ 安全管理委員会

施設ご利用者の安全対策・事故防止のため、毎月第4木曜日に定期開催します。特に、直近の発生事故やヒヤリハット事例の内容分析に意を注ぎ、再発防止対策について協議検討し、対策が職員に周知されるよう取組んでいます。特に今年度は、転倒骨折事故防止に注力し対応を図っていきます。なお、前年に引続き、送迎車両の整備と安全運転のため、安全運転管理責任者による指導・チェックを徹底します。

④ 効率化委員会

毎月第1乃至第3月曜日の定期開催を基本に委員会を開催します。当面の検討テーマは、基本に則った紙おむつ・パッド・清拭タオル等消耗品類の効果的使用対策、電気・水道等使用の無駄の排除といったことに対処し、業務上の効率化を図ります。

開催時期	検 討 事 項	目 的・内 容 等
4月	1年間のスケジュール検討	取組み事項の洗出しと取組み日程策定
5月、11月	清拭置場の清掃・整頓	整理・整頓による出入庫作業の効率化
6月、10月	エアコン・換気扇・倉庫等の清掃	ユニット・共有スペースエアコンフィルター、換気扇の清掃
7月、1月	水道光熱費の使用実績検討	使用実績との前年比較検討による改善対策提案
8月、12月	紙おむつ・パッド類の使用状況	サイズ別使用量、使用方法の改善対策提案
9月	上半期の経過と反省	改善点等の確認による下半期の取組み検討
2月	次年度以降の取組事項等検討	次年度事業計画への反映
3月	1年間の経過と反省	各項改善対策等の検討

⑤ 環境整備委員会

当施設の理念とする「清潔で明るい環境づくり」のため、毎月第2水曜日に定期開催します。

月	項目	内 容	月	項目	内 容
4月	清掃、整理整頓	リネン庫、倉庫	10 月	除草作業	庭·花壇·農園、他
5 月	夏の日差し対策	葦簀・スダレの設置	11月	冬対策	葦簀・スダレ片づけ
6月	除草作業	庭·花壇·農園、他	12 月	落ち葉拾い	駐車場·植栽間等
7月	除草作業	庭·花壇·農園、他	1月	次年度計画検討	次年度計画反映検討
8月	浴室清掃	床・排水口・機械浴	2 月	浴室清掃	床・排水口・機械浴
0月	俗主信师	槽	2月	俗主月淅	槽

_						
	9月	除草作業	庭・花壇・農園、他	3 月	_	_

⑥ 特別行事委員会

施設利用者の生活に楽しみと潤いが得られるようマンネリ化しない行事設営を心がけ取組んでまいります。特に敬老祭及び新年会の開催に際して、お願いするボランテイアの方の選定と事前折衝に時間的手配が必要であり、目的とする楽しさへの演出等しっかり工夫対応できるよう随時開催します。

なお、各種バイキングの開催については、施設利用者の食の楽しみとして定着しており、給食委員会、厨房側とタイアップし目的が十分適えられるよう取組みます。

開催時期	項目	目 的•内 容
5 月	デザートバイキング	数種のケーキや甘味類をおやつの時間に提供し食して頂く
6 月	保育園児との交流	保育園児の演芸(遊戯・歌)を通し触合いを楽しんで頂く
9月~10月	敬老祭	楽曲等の演芸を楽しんで頂くほか長寿表彰、家族交流
12 月	クリスマスバイキング	オードブル類の提供でクリスマスの雰囲気を楽しんで頂く
1月	新年会	楽曲を交えた祭物を設営し新年を祝う
3 月	寿司バイキング	鮮魚を中心とした面前調理の寿司の味を堪能頂く

⑦ 広報委員会

1月及び7月の年2回発行を基本に委員会を随時開催し、施設利用者の様子などが家族にお伝えできるよう記事を工夫し発行します。また、当施設のホームページ上にも広報誌の掲載を継続してまいります。

⑧ 給食委員会

提供する食事を食べ易く美味しく味わって頂けるよう、提供する食事の改善の検討の場として毎 月最終火曜日に定期的に開催しています。参加者は、管理栄養士を委員長とし、施設長、副施設 長、事務長、介護長、各ユニット等代表、厨房管理者・栄養士・調理長とし、率直な意見交換と対策 検討に取組みます。

特に、きざみ食は誤嚥性肺炎の危険性があるといわれていることから、給食委員会等で協議・検討を行った結果、ソフト食への転換を図ることと致しました。

また、提供する食事には極力季節感が出るよう努め、東野の家菜園栽培の季節の野菜も取り入れて食の楽しみにアクセントを加えるよう、毎月1回イベント食を提供しております。。

なお、談話室を利用し入居者同士の会話を楽しんで頂けるよう、軽食や飲み物を用意した「東野カフェ」を設営します。

さらに、特別行事委員会と連携し定期的に各種バイキングを開催したり、各ユニットの計画をもとに誕生会や料理教室を開催しています。

⑨ 職員衛生委員会

労働安全衛生法に定められた職員に対する各種健診とインフルエンザやノロウイルス感染予防対策等のため、毎月第3木曜日に定期開催します。委員会は、衛生管理者を委員長とし、都度産業医の出席を求めながら、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー及びユニットリーダー全員で構成し、職員の定期健康診断やメンタルヘルス維持のためのストレスチェック或いはインフルエンザ予防接種等の実施計画策定、その他感染症対策等の検討等職員の健康管理のため、月別に検討項

目を設け抜け落ちのないよう検討し着実に対策を進めます。

⑩ 防災委員会

不定期開催ながら、万一の災害発生等に備え、その対策の検討や日々管理、消防訓練の実施等に取組みます。

また、今年度も、周辺地域の方々に参加を呼びかけて消防訓練や救急救命訓練を実施し、地域とともに歩む施設作りと安全対策に対処します。

① 身体拘束ゼロ委員会

毎月第3木曜日、ユニットリーダー会議終了後から、施設長を委員長として、介護長、看護師、ケアマネージャー及びユニットリーダー全員を構成員とし、「身体拘束廃止」の基本理念を逸脱することのないよう対策してまいります。また、他所における身体拘束解除の成功事例等の研究にも意を払い、切迫性、非代替性、一時性の三要素の解決方法を学びながら、安易な身体拘束を阻止する介護体制づくりを進め、それが事例発生時の対策として生かされるよう取組みます。

(12) 褥瘡対策委員会

毎月第3木曜日開催のユニットリーダー会議終了後に定期開催します。委員長は医務室リーダー看護師とするほかユニットリーダー会議メンバー全員で委員会を構成します。

褥瘡対策には、除圧(体圧分散)、栄養管理(低栄養化防止)、基礎疾患の治療、清潔の保持といったものが上げられますが、入浴や排せつ介助時の症状有無の観察等による早期発見も重要であり、また、症状が見られた場合の対策周知も必要といえることを踏まえ、これ等をしっかり対処できるよう取組みます。

今年も、褥瘡対策に係る研修会を設営し、褥瘡ができる原因や悪化要因或いは褥瘡に関する基礎知識、日常的ケアにおける予防策などを学ばせ、対策として一歩進んだ体制づくりに取組みます。

(3) 腰痛予防対策検討委員会

毎月第3木曜日の定期開催を基本に職員の腰痛予防について検討し、対策を具体化するべく取組んでまいります。

今年度は、既に導入したトランスファー補助具としてのスライデイングボードやスライデイングシート、個浴用入浴リフト等の活用浸透対策及び作業開始前のストレッチ励行など、追加の新規機器導入より前に取組み強化しなければならず、対策していくことにします。

なお、昨年度はデモ機で使い勝手を確かめた上で入浴用リフト付きシャワーキャリーを新館に 2 台導入しまいたが、介護職員に好評であることから今年度は新館浴室への導入を計画しています。

また、腰痛予防対策強化手段として外部講師を招き、腰痛予防のための介護方法を学ぶ機会を 設営するほか、アンケート調査を実施し今後の対策検討に役立て、結果としてこれが介護職員の離 職防止に有効となるよう対処します。

(4) ユニットリーダー会議

当施設の運営に於いて要となるユニットリーダーによる定例会議を毎月第3木曜日、14時から継続開催します。会議構成は、ユニットリーダーに加え、施設長、介護長、医務室リーダー、ケアマネージャーとし、各業務間の意思疎通と経営からの伝達、懸案事項に対する協議・検討を行いながら、入居者の安心と安全を対策し、業務運営の安定化を進めてまいります。

(7)職員業務研修の取組み

施設への入居基準が重度化し、施設に求められる役割が変化してきている現在、新たな知識、技術の習得機会をもつ、職員確保の際の訴求力を高める、研修の企画・実施を通した職種間の相互理解の促進等が必要度を増幅しております。

そして、ますます複雑化し難解になりつつ介護保険制度の中、職員のスキルアップのための研修計画を確実に進めることで、標榜する意欲的な職員の確保と入居者の安全対策を図っていくことにします。

① 内部研修

昨年 11 月より、インターネット環境による施設内でのフォローアップ研修のネット配信サービスを開始いたしました。同ネット配信は各種・多数の研修カリキュラムをいつでも・どこでも・何度でも利用することができ、当施設の都合に合わせ、各職員のレベルに合わせ開催が可能であり、今年度も各種研修を有効に活用し、介護職員のレベルアップに努めてまいります。

年月 項目	研 修 內 容		対 象 者
4月	排せつ介助…紙おむつ・パッド類の使用方法	外部講師(KK光洋)	新人職員•中堅職員
5月	非常災害時の対応について(消防機器操作訓練)	外部講師(水戸通信工業)	全職員
6月	個人情報・プライバシー保護、倫理・法令遵守	事務長	新人職員·中堅職員
7月	ユニットケアについて	介護長	新人職員•中堅職員
8月	身体拘束ゼロのための取組み	施設長	全職員
0.8	介護事故予防及び緊急時の対応について	介護長	新人職員•中堅職員
9月	救急救命講習 I	救命救急普及協会	全職員•地域住民
10 月	看取りケアについて	看護師	介護職員
10万	救急救命講習Ⅱ	救命救急普及協会	全職員·地域住民
11月	非常災害時の対応について(消防機器操作訓練)	外部講師(水戸通信工業)	全職員
11月	感染症・食中毒予防対策及び発症時の対応	看護師、	新人職員•中堅職員
12 月	認知症ケア及び精神的ケア、虐待防止について	看護師、	新人職員•中堅職員
1月	褥瘡予防及び発症時の対応について	看護師、	新人職員•中堅職員
	身体拘束ゼロのための取組み	施設長	全職員
2月	高齢者の疾病と身体と心	看護師	新人職員·中堅職員
3月	介護技術・腰痛等予防について	介護長	新人職員•中堅職員

② 外部研修

施設内で学べない新しい知識や技術を学ぶ機会として、積極的に対処します。

なお、「ユニットリーダ研修」及び「経管栄養・喀痰吸引研修」等の受講済者を増員し体制の拡充を 図ります。

(8) 運営基盤の安定化取組み

施設利用者の確保難や入居者の入院による利用率の低下及び職員確保難が今後も続くことが予想され、引続き厳しい経営環境が見込まれます。これ等には自助努力による採算性の維持への取組みが必要であり、入居者確保のための外訪活動継続による入居希望者の確保や入院空床室のショートスティの活用、さらには、新たな加算項目への取組みを検討し実現しなければなりません。

また、運営基盤の安定化には人員確保が第一であり、そのための職場環境改善策の一環として、 昨年度導入したコンピュータシステムの有効活用や介護職員の介護負担の軽減のための浴室シャワーキャリーの追加導入・有効活用等に取組むことにします。 さらには新たな在留資格「特定技能」に対応し、外国人介護職員の採用についても取組んでまいります

(1) コンピュータシステムの有効活用について

昨年 10 月に業務ソフト(富士通のHOPE/WINCARE-ES)を組み込んだタブレット端末を 導入しました。施設利用者の個別データ(バイタル、入浴、食事、排泄他)や申送り事項及び予定 事項等をタブレット端末に都度入力することにより、介護職員が利用者様のデータを共有し有効 活用することにより、よりきめ細かな介護サービスの向上が見込まれます。

また、介護職員等の記録も手書きからタブレット端末への入力への変更により、事務負担の軽減につながることが期待されます。

但し、タブレット端末の活用については、相応の訓練及び個別データの蓄積が必要であり、特にレセプト/請求データへの反映には過誤の発生防止に慎重対応が必要なため、段階的移行を視野に入れ取組んでおります。

② 外国人介護職員の採用について

介護職員の慢性的な不足に対応するため、当施設に於いても昨年4月に変更された外国人 労働者受け入れのための在留資格「特定技能」に対応した外国人労働者の確保を進めてまいり ます。外国人労働者の採用にあたっては、受入機関の届出や登録支援機関の選定等の手続 き、雇用契約の基準、受入機関としての基準、支援体制、支援計画、受入機関に関する基準等 様々な条件を満たす必要があり、国の定める外国人雇用管理方針に基づく対応を図りつつ、外 国人採用に向け検討・対応を図っていく予定でいます。

また、外国人介護職員の採用後も、施設入居者や既往介護職員とのコミュニケーションの確保、外国人介護職員の生活支援等新たな問題についても、適宜対応を図っていく必要があります。

③ 照明器具の LED 化

光熱費の節減対策の一環として館内照明の LED 化を一昨年度から優先順位を決め使用頻度の高い照明から順次進めています。新電力会社との比較による既往電力会社との割引交渉も同時に進めており、総体的な光熱費の削減が図られています。

本年度に於いても、未対応の照明器具について費用負担を考慮しながら順次進めてまいります。

Ⅱ 特別養護老人ホーム東野の家事業計画

1、運営方針

福祉医療機構の昨年 12 月調査結果に於いては、特別養護老人ホームの一施設当たりの入居待機者数は100.8人となっており、2年前の調査時の117.3人から減少に転じております。また、「入院者の増加」と「他施設との競合激化」を理由として、ここ 1 年間で利用率が低下したと回答した施設数が利用率が上昇したと回答した施設数を上回っています。

当施設の前年度の利用率については、4~9月の上半期は前々年を上回っていたものの、10月以降の下半期は退去者の増加、入居待機者の減少により空床が増加し前々年度を下回っています。さらに、下半期は入院による空床も増加しており、入院者を除いた実質利用率は大幅に減少しており、早急に具体的な改善策を実施しないと業績に影響を及ぼすことが予想されます。

施設の安定的な経営を実現するためには、施設の利用率の維持・向上が不可欠であり、本年度は施設の利用率の向上のためのより具体的な対応に取組んでまいります。

2、具体的な計画

- (1)利用率の向上に向けた取組
 - ① 関係機関との連携に関する取組

平成27年4月より、特養への新規入居者は要介護3以上となり、一定の医療ケアを含む中重度の利用者への対応が求められています。それに伴い、新規入居希望者に於いても医療的ケア等のニーズが高まり、受入施設のハードルも高くなってきています。受入施設としても研修等による職員のスキルアップや協力医療機関との連携強化及び看取りニーズへの対応等、入居希望者の医療的ケアを含む利用ニーズを的確に察知・把握し、積極的な対応を行う姿勢が経営上必要となってきています。

また、引続き地域の介護施設等への営業を継続するとともに、関連自治体、居宅介護事業者、老健施設、病院等との信頼関係を築き、関連機関との連携を図ることにより入居希望者等の情報の共有を図っていきます。

- ② 入院等による利用率低下に対する取組
 - ア. 転倒骨折事故等による入院の防止

施設内で転倒骨折事故は防止対策を講じることによりある程度は抑制可能であり、入居者個々人の転倒リスク評価と対策を策定しております。これを定期的に見直し、対策を実践することにより、転倒事故を防止し骨折入院を防止してまいります。

イ. 感染症による入院の防止

感染症の防止対策として、入居者・職員へのインフルエンザ予防接種の実施、外部からの感染症の侵入を防ぐための取組を実施してまいります。利用者への具体的なケアとして湿度管理、除菌水専用空間清浄システムの活用及び口腔ケア等への取組みも実施しており、引続き対応を図ってまいります。

ウ. 入院空床室のショートスティでの活用

入院空床室は、内臓疾患等の持病悪化により今後も一定数は継続的に発生するリスクがあるもの と想定されることから、入院空床室をショートスティ利用希望者に有効に活用していただけるよう、シ ョートスティ利用希望者の状況を的確に把握し対処してまいります。

(2) より良い介護サービスの提供

昨年導入したタブレット端末の介護システムの活用により、個々の入居者の心身の状況や生活習慣、 好み、本人・家族の要望事項等を記録し、データの蓄積、情報の共有化を図ることにより、利用者個々 人にあった、健康で元気な生活の維持が図られるような適切なケアプランを作成し、ご本人やご家族と の合意形成を図ったうえで取組んでまいります。

また、ケアプランの長・短期目標に基づき個々の状況を斟酌して作成する機能訓練計画書には、歩行訓練や立位訓練、散歩或いは遊具等を利用した輪投げやボーリングなどの楽しみを交えた運動の中で、入居者の残存機能維持と自立支援に繋げられるよう対処するなど、次の各項によるより良い介護サービスの提供に取組みます。

- ① 入居者の要望に十分耳を傾け、求めるところを最大限汲み取れるよう努めます。
- ② 起床から就寝までの1日の生活時間について、入居者の自己決定を尊重します。
- ③ 人権尊重とプライバシー保護に配慮して対処します。
- ④ 日常生活における介助と援助は、自立支援に繋げられるよう取組みます。
- ⑤ 健康管理上重要となる口腔機能維持・向上について、契約歯科医師及び歯科衛生士の指導等を 仰ぎながら口腔ケアに取組んでまいります。
- ⑥ 栄養管理プランに基づく栄養管理を行い、嚥下能力の低下を来した入居者へのソフト食の提供或いはユニット内炊飯と面前盛り付け等による食の楽しさを演出・工夫してまいります。
- ⑦ フットケアやハンドケアなど、日常的な健康管理を大事にします。
- ⑧ 個々の入居者の身体的状況を把握し、その身体的状況に合致した個別機能訓練計画書を策定して、より実効性のある機能訓練に取組んでまいります。

具体的には、歩行訓練、筋力向上やストレッチ運動、着替えや排せつといった日常生活訓練に加え、習字、合唱やカラオケなどの趣味活動支援にも取組み、自立支援に対処します。

⑨ 入居者の身体拘束ゼロを基本に、全職員が知恵を出し合い、一致協力して身体拘束に代わる方法を考え、入居者の安全が図られるよう対処します。

(3)事故防止への取組み

毎月定期的に開催する安全管理委員会に於いて、事故事例やヒヤリハット事例の発生原因を明らかにしながら再発防止の対策を職員に周知徹底のうえ、より安全な介護サービスの提供を目指して次の 各項に取組みます。

- ① 24 時間管理シートによる入居者の行動パターン把握が安全管理に有効であることを踏まえ、時々の変化を補足反映させながら、目配り・気配りによる事故防止に対処します。
- ② 喀痰吸引と経管栄養に係る研修受講者を増やし、対応能力を高めて事故防止に対処します。
- ③ 消火器や消火栓を利用した消防機器類の操作訓練や避難誘導訓練を定期的に実施し、万一に備えてまいります。

(4)年間行事

今年度の行事予定等は、次の年間スケジュールにより入居者に施設における生活に変化と潤いを感じて頂けるよう取組んでまいります。

区分	行 事 内 容			加 叶江利	
年月	施設全体		ユニット単位		趣味活動
2.4 月	①リハビリ体操及びカラ			お花見	
5月	オケ…毎朝 11 時から	デザートバイキング		外食	
6 月	30 分、ユニット職員の			おやつ作り	
7月	持ち回り			外食・デザート作り	
0.8	②リハビリ体操外部指導			夏祭り・デザート作	
8月	員対応月2回		誕生会	b	毎月1回外
9月	11:00~12:00 及び	敬老祭	料理教室	外食	部講師(ボラー
10 月	14:00~15:00		東野カフェ	外食	ンテイア)に
11月	③音楽療法…毎月1回			ドライブ	より開催
12月	11:00~12:00	Xマスバイキング		クリスマス会	
3.1 月	③傾聴ボランテイア…毎	新年会		おやつ作り	
2月	月1回 14:00~				
3 月		寿司バイキング		ひな祭り	

(5)日課

一日の生活時間がゆったり経過し、慌ただしい生活にならないよう対処するほか、入居者自身の意向を 尊重し、強制とならないよう配慮しながら、概ね次の日程で運営します。

時 間	日 課 内 容
6:00~8:00	起床、洗顔、着替え、朝食準備
8:00~9:00	朝食、団らん、食事片付け
9:00~10:00	清掃、洗濯
10:00~11:50	レクリエーション、機能訓練、カラオケ、リハビリ体操…
11:30~12:00	昼食準備
12:00~14:00	昼食、団らん、食事片付け
13:50~15:30	入浴、散歩、機能訓練など
15:30~18:00	趣味活動、自由時間
17:30~18:00	夕食準備
18:00~21:00	夕食、団らん、食事片付け
21:00~24:00	就寝準備、就寝、オムツ交換、その他個別ケア

Ⅲ ショートスティ東野の家事業計画

1、運営方針

ショートスティが要介護乃至要支援の状態にある方への短期的生活介護であることを踏まえ、在宅における生活リズムを壊さぬよう配慮したうえで、利用者本人や介護されている家族の生活負担や介護負担を軽減し、介護及び医療の両面で連携し、自立した生活支援を行っていきます。

生活支援にあたっては、居宅介護支援事業所の作成するケアプランをもとに、担当介護支援専門員との連携やサービス担当者会議における対応策協議を通じて、利用者本人の状態把握や利用者・家族の希望等に配慮しながら、解決すべき課題解消に向けた個別援助計画を作成し、入所中の生活に満足が得られるよう取組んでまいります。

また、提供する介護サービスに於いては、利用者・家族が理解しやすい説明を丁寧に行うほか、関係 市町村、居宅介護支援事業所、保健・医療・福祉サービス提供者等との連携に配意し、サービス利用満 足度の向上に努めます。

なお、今年度も引続き稼働率の維持向上対策として、特別養護老人ホーム担当グループと協働して周辺医療機関や老人保健施設、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等への営業訪問を継続するほか、それら関連事業所等への空床情報の発信とホームページ上への掲載を継続してまいります。

2、具体的な計画

(1)利用者の処遇方針の周知徹底

ユニット会議を通じて個別利用者に対する対処方針を明確化し、運営方針に基づき作成された短期 入所生活介護サービス計画書に基づいたサービス提供を行ってまいります。また、タブレット端末の活 用により、各利用者のデータを電子化し記録することにより、入所期間中のバイタル情報や健康状態及 び摂食、排せつ、睡眠等の生活状況等について情報の共有や状況変化の把握を行い、速やかに適 切な対処ができるよう周知対応してまいります。

(2)事故防止への取組み

徘徊や不穏行動、帰宅願望の強い方など多様な個々人の状態について、担当生活相談員とユニット リーダー及び関係ユニット職員と都度対策協議を加えながら、事故防止に生かせるよう対処します。 なお、万一の災害発生に備えるため、利用者に対し施設で行う防災訓練への参加・呼掛けを行い、対 処します。

(3)年間行事と日課

年間行事及び日課については併設の特別養護老人ホームと同様の設営を基本に対処してまいります。

なお、利用者の体調と自由意思尊重の姿勢を以て参加への呼び掛けを行い入居中の生活に楽しさと 潤いが持てるよう工夫し取組みます。

IV デイサービス東野の家事業計画

1、運営方針

通所介護事業は、地域に密着して、地域の実情に応じ、地域住民とともに、介護を要する方やこれに 準ずる方々を支えることが求められております。事業展開に当たてはこの趣旨を十分踏まえ、これまでもこ の趣旨を意識し取組んでまいりましたが、今後も地域住民と交流する度合いを高めながら、多様化するニーズの把握に努め、提供する介護サービスの質を高められるよう取組んでまいります。

また、他施設との競合が厳しさを増す折り、利用者の安定的確保が重要であり、居宅介護支援事業所と連携して利用者の満足が得られるよう取組んでまいります。

2、具体的な計画

(1)地域住民との交流

地域住民との交流を更に進め、地域に根差し、地域のニーズに合致した施設作りのため、前年に引続き次のように対処します。なお、今年は新たに近隣小学校に声掛けし、夏休み期間中におけるボランテイア活動としての来訪や書道教室開催時の書初め宿題作成参加などを実現を目指し、地域との交流を深められるよう取組む計画です。

- ① 利用者・職員手作りによる花の寄せ植え鉢の近隣小学校寄贈を継続します。
- ② 近隣保育園児招き、東野の家菜園の収穫を楽しんでいただくなどのイベントを実施し、利用者・職員との交流の場を定期的に設けます。
- ③ 利用者・家族及び地域住民参加による講演会に取組みます(年2回予定)

(2)生活相談の充実

- ① 利用者の状況把握と家族との連絡・協議の下、サービス担当者会議が積極的な意見交換の場となり、 通所介護計画書の補正・修正に生かされることで、通所介護の利用目的に適うサービス提供が実現 できるよう対処します。
- ② 倫理規定に基づき、人権擁護・虐待防止への取組みは重要であり、引続き虐待等の被害が疑われる事象発見に際しては、居宅介護支援事業所への連絡や地域包括支援センター等行政担当部署への通報を怠りなく行います。

(3)機能訓練の実施

利用者個々人のデイサービス利用目的の見定めたうえで、長・短期の目標やご本人・ご家族様の希望や要望を踏まえ、リハビリ体操、歩行訓練やトレーニング機器類の活用など自立支援に向けた機能訓練を計画的に取組みます。

なお、機能訓練への取組みが強要に繋がらないよう十分配慮したうえで取組んでまいります。

(4) 送迎時の安全確保

安全運転管理者による送迎車両の整備・管理の指導と、送迎に携わる者の始動前の点検励行、法令順守による走行の徹底を図り、事故の無い安全な送迎を行います。

また、送迎車両の配備と行程スケジュール組立に際しては、事故防止の観点から時間設定に無理が生じないよう対処します。

(5)レクリエーション及び趣味活動

今年度も、利用者様に無理なく楽しんでいただけるよう、次のような外出行事他を計画しています。

年 月	月別行事予定	年間行事予定
31/4月	お花見(桜)	① ショッピング…通年
5 月	寄せ植え鉢花寄贈学校訪問、デザートバイキング、 ボランテイァ演芸観覧、講演会受講	衣料品などの陳列を楽しんで 頂く。
6月	お花見(紫陽花)	② カラオケ大会…毎月1回 歌を通して楽しい時間を過ご
7月	東野の家菜園収穫祭(ジャガイモ)	して頂く。
8月	夏祭り、ボーリング大会	③ クッキング
9月	敬労祭、ぶどう狩り、講演会受講	東野の家菜園で収穫した野菜
10 月	東野の家菜園収穫祭(サツマイモ) 寄せ植え鉢花寄贈学校訪問、料理教室、茶会	などを使って調理・会食の楽しさを味わって頂く。
11月	菊花鑑賞、ボランテイァ演芸観覧	④ 野菜作り…通年 農作物の育成と収穫の楽しさ
12 月	クリスマスバイキング	を味わって頂く(ソラ豆、インゲ
32/1月	初詣、新年会	ン、トマト、キュウリ、ナス、カボ
2月	節分・豆まき	チャ、ジャガ芋、サツマ芋、 etc.)
3 月	お花見(梅)、ひな祭り会、茶会、パン教室寄せ植え鉢花植え込	

(6) 日課

運営規定の定める日課を基本に、次の時間割による無理のない運営を図ります。

時刻	利 用 者		事 業 所
8:00~			ミーテイング、車両点検、受入準備
8:15~	送迎車乗車		送迎車出発
8:30~	送迎車降車		利用者受入
~9:00	日課説明、休憩		日課説明、配茶、介助
9:30~	バイタルチェック、入浴	開始	連絡帳閲覧、バイタルチェック、入浴介助
~11:00	入浴終了、休憩		入浴介助、水分補給
11:00~	リハビリ体操、カラオケなど		リハビリ体操見守り・介助、昼食準備
12:00~	昼食		昼食介助
13:00~	昼食、機能訓練、趣味·創作活動		生活運動機能訓練、趣味活動等支援
15:00	おやつ、お茶		配茶、介助
15:15~	帰宅準備		帰宅準備支援、連絡帳記録
15:20~	送迎車乗車	趣味•創作活動	送迎車乗車介助、運転
16:20~	送迎車降車	帰宅準備	送迎車降車介助、運転
16:30~		送迎車乗車•降車	翌日送迎配車検討、実績記録

(7)運営推進会議の開催と地域との連携

地域密着型通所介護事業として設置義務を負う運営推進会議の構成は、利用者家族 1 名、地域の代表 3 名、地域包括支援センター担当課職員 1 名、施設長、担当ケアマネージャー、生活相談員の計8 名から成り、年 2 回開催を前提として運営しておりますが、今年度も次の日程で開催し、施設運営に対する率直な意見や提案を頂きながら、より良い介護サービス提供に取組んでまいります。

- ① 第1回=令和2年 7月17日(金)14時00分~於:デイサービス地域交流スペース
- ② 第2回=令和2年11月27日(金)14時00分~於;デイサービス地域交流スペース

V 居宅介護支援事業所東野の家事業計画

1、運営方針

事業対象者である要支援及び要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供する目標達成のため、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、その能力に応じて自立した生活が営めるよう、利用者の心身の状況を踏まえて支援してまいります。

また、在宅生活の安定には家族等の協力が必須であり、介護力や家庭環境に配慮してサービスの調整や提案を行い、双方が不安なく生活できるよう取組みます。

なお、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、高齢者支援センター、他の居宅サービス事業者及び保健医療サービス事業者等と連携を図り、対処します。

2、具体的な計画

(1)サービス提供体制の整備

運営方針に従い、利用者の立場に立った公平中立なサービス提供を第一とし、利用者・家族との信頼関係を醸成し、各関係事業者との連携を図りながらサービス提供体制の整備に取組みます。そして、制度の改定などの変化に対処するため、地域包括支援センターや圏域の高齢者支援センターとの情報交換や協力体制を強化して事業の安定を図ってまいります。

(2)利用契約者数の確保

昨年度における契約者数は、新規先や引継ぎ依頼先の成約者と施設入居や病院入院・逝去等による契約解消先がほぼ拮抗していて、契約先数は微増の情勢にあります。今年度も同様な経過が予想されますが、要介護契約者の確保に注力し、今年は早期契約先数 80 先の確保に向け、地域包括支援センターや圏域の高齢者支援センターとの連携を継続するほか、今後も丁寧な居宅支援に取組み、利用者家族や近隣住民へのアプローチにより成果が得られるよう対処してまいります。

(3)各種研修への参加による業務知識の向上

制度改定に係る情報収集や業務環境の変化に対応できるよう外部研修に積極的に参加し、サービスへ反映させることで利用者の満足度の向上が図られるよう取組んでまいります。

(4) 虐待防止への取組み

人権擁護・虐待防止への取組みは重要であり、引続き虐待等の被害が疑われる事象発見に際しては、 地域包括支援センター等行政担当部署への通報を怠りなく行います。